

平成19年2月22日(木) 午後1時45分開会

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第1号 平成19年度上越地域水道用水供給企業団用水供給事業会計予算
報告第1号 専決処分した事件の承認について(新潟県市町村総合事務組合規約の変更について)

本日の会議に付した事件

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第1号 平成19年度上越地域水道用水供給企業団用水供給事業会計予算
報告第1号 専決処分した事件の承認について(新潟県市町村総合事務組合規約の変更について)

事務局からの報告

風間正宏事務局長 ただいまの出席議員は、9名であります。
それでは、議長、よろしく願いいたします。

議 事

山岸行則議長 各位にはご多忙のところ、本定例会にご出席いただきありがとうございます。

ただいまから、平成19年第1回上越地域水道用水供給企業団議会定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

山岸行則議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において塚田隆敏議員及び樋口次夫議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

山岸行則議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日一日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

山岸行則議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は一日と決定いたしました。

日程第3 議案第1号及び報告第1号

山岸行則議長 日程第3、議案第1号及び報告第1号を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

木浦正幸企業長 議長。

山岸行則議長 木浦正幸企業長。

木浦正幸企業長 たいへんご苦労様です。本日ここに、平成19年第1回上越地域水道用水供給企業団議会定例会を招集し、新年度予算を提案しご審議いただくにあたり、予算編成の概要について申し上げ、議員各位のご理解とご協力をお願いしたいと存じます。

今日、水道は高普及率を達成し、市民生活や経済社会活動に不可欠なものになっており、各水道事業体においては、安全な水、安定的な給水のため、現状に甘んじることのない不断の努力が求められています。

このような状況下、厚生労働省は安心、安定、持続、環境、国際の5つを主要政策課題と位置付けた水道ビジョンを掲げ、各事業体に対して平成20年度を目途に地域水道ビジョンの策定を推奨しております。

具体的には、現状の分析・評価を行い、中長期的な目標と将来像を掲げ、その実現のための方策等を示していくことにあります。

当企業団といたしましても、施設維持管理の徹底、計画的な施設の改良、水質基準へのきめ細かな対応など積極的に取り組んでおりますが、改めて事業を取り巻く環境を踏まえ、目標と将来像を明らかにして行く必要があると思っており、平成19年度中にビジョンを策定すべく準備を進めてまいりたいと考えております。

さて、18年度から本格的に活動しておりますダム水源保全かん養活動ではありますが、地球規模の気候変動や環境問題と相まってその重要性は益々高まっていると感じております。

本年度は、水源林の現況調査を踏まえ維持管理計画や植林計画の策定をはじめ、引き続き、合併処理浄化槽設置の推進、不法投棄物の回収活動等もしっかりと取り組んでまいります。

それでは、提案いたしました案件につきまして、ご説明いたします。

議案第1号は、平成19年度上越地域水道用水供給企業団用水供給事業会計予算であります。

最初に、経営活動に係る収益的収支についてであります。

収入であります水道事業収益は、前年度当初予算に比べ1,029万円(以下、万円未満省略)0.6%減の総額17億1,916万円といたしました。

内訳であります、営業収益は給水量を1,544万 m^3 とし、16億1,819万円を予定し、営業外収益では、企業債利息の一部に充てる構成市からの補助金のほか、原子力立地給付金及び脱水ケーキ売却代金などの雑収益をあわせ1億97万円を計上いたしました。

支出であります水道事業費用は、前年度当初予算に比べ1億975万円、6.7%減の総額15億2,478万円といたしました。

内訳といたしまして、営業費用では、ダムの維持管理に係る原水費、水づくり・配水に係る浄配水費、減価償却費及び一般管理費等で対前年度比1.7%増の11億2,822万円といたしました。

営業外費用であります、支払利息及び消費税をあわせ3億9,556万円といたしました。

以上の結果、1億6,933万円の純利益を予定するものであります。

次に、資本的収支についてであります。

まず支出であります、前年度当初予算に比べ2億874万円、17.5%増の総額14億238万円といたしました。

建設改良費では、第1浄水場管理棟冷暖房設備の更新や、計装・監視制御設備の更新など、5億3,509万円を計上いたしました。

企業債償還金は、施設整備に充てられた企業債の元金償還分を8億6,229万円といたしました。

これらの財源として、企業債償還元金に係る出資金2億8,608万円を充て、不足する11億1,629万円は過年度分損益勘定留保資金及び当年度消費税資本的収支調整額で補てんすることといたしました。

債務負担行為は、第1浄水場計装・監視制御設備更新事業について設定するものであります。

次に、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました事件についてご説明申し上げます。

報告第1号は、2月1日に専決処分いたしました新潟県市町村総合事務組合規約の変更についてであります。

地方自治法の一部改正を受けて、本年4月1日から組合の収入役を廃し一般職の会計管理者を置くほか、新たに糸魚川市が公平委員会に関する事務に、また、見附市が非常勤職員に対する公務災害の補償等に関する事務にそれぞれ加入するとともに、新潟市に政令指定都市移行に伴う行政区が設置されることに伴い、組合事務所の位置を変更するなど、規約について所要の変更を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げますが、慎重ご審議のうえ速やかにご賛同くださる

ようお願い申しあげます。

なお、お手元の説明資料につきましては、引き続き事務局に説明させますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

風間正宏事務局長 議長。

山岸行則議長 風間事務局長

風間正宏事務局長 それでは、19年度予算の内容について説明させていただきます。

お手元の青い表紙の、予算書及び予算に関する説明は、公営企業法の施行規則にのっとり作成したものでありますが、見にくい部分もあろうかと思いますので、用意いたしました黄色の表紙の説明資料を中心に説明させていただきたいと思しますのでよろしくお願いを申し上げます。

なお、企業長の提案理由と重なる部分もございますが、ご理解いただきたいと思います。

黄色の表紙説明資料の1ページをご覧くださいと思います。

予算全体の枠組みを見ていただくため、収益的収支及び資本的収支それぞれの構成を表わしたものであります。

左側の収益的収支は、水づくりや配水など営業活動に必要な収益と費用であります。収益は、料金収入による営業収益が94%と大部分を占めており、費用では、原水費、浄配水費及び減価償却費等の営業費用が74%を占め、残りは企業債償還利息と消費税等の営業外費用などであります。

続いて、右側の資本的収支であります。浄水設備や送水設備の更新や改良など投資的経費を計上するものでありますが、ダムや浄水場建設等に係る企業債償還金が62%を占めております。財源は、企業債償還金の補てん財源としての出資金のみであり、収支の不足分は内部留保資金等で補てんいたします。

2ページをお開きください。予算の内容についてご説明いたします。青い表紙の予算に関する説明書の4ページ以降も合わせてご覧くださいと思います。

最初に収益的収支であります。このページの左上になりますが、収支では、1億6,933万円の純利益を見込みました。

水道事業費用は、前年度比93.3%の15億2,478万7千円であります。対する収益は、前年度比99.4%の17億1,916万8千円を見込みました。それぞれの内訳は後ほどご説明いたします。

次に、表とグラフでここ5年間の収支状況及び利益と欠損金の推移をお示してありますが、欠損金は毎年度の純利益分がそのまま減少してまいります。

それでは、予算の内訳についてご説明いたします。

まず、下の営業費用では、原水費が前年度比 34.3%と大きく減少しております。これは、平成 15 年度から 4 カ年計画で進めてまいりました県の正善寺ダム管理施設改良事業が、平成 18 年度で完了したことにより分担金が減少したものであります。

次に、右のページになりますが、水づくりや配水に係る浄配水費であります。

修繕費では、沈殿池掻寄機の点検整備、汚泥濃縮槽の防水補修など浄水施設関連で 3,205 万円を、送水施設関連では、第 2 次水管橋補修 5 カ年計画の初年度として、四辻水管橋、下正善寺水管橋など 3 つの橋を 9,940 万 4 千円で整備いたします。この他、清里及び板倉新井ポンプ場設備の補修に 639 万 5 千円を投じるなど、安定的な水の供給に万全を期してまいります。

真ん中の総係費は、人件費など一般管理費が主なものでありますが、ここにあげてあります委託料及び負担金及び補助は、いずれもダム水源保全かん養活動に関わるものでありますが、後ほど資料にて説明させていただきます。

次の減価償却費は、資産の耐用年数に応じ、毎年現金支出の伴わない経費として留保し、資産の再取得に備えるものであります。

資産減耗費であります。施設改良や更新により撤去される資産の内、まだ減価償却費として費用化されていない額を計上するものであります。

次に、下の水道事業収益であります。営業収益は、給水量を 1,544 万 3 千 m³と予定し、16 億 1,819 万 8 千円を計上いたしました。

営業外収益は、企業債償還利息に係る関係 2 市からの繰入金と、電源立地交付金や脱水ケーキ売却代金などの雑収益であります。

続いて、3 ページをお願いします。資本的収支であります。予算に関する説明書では、6 ページになります。

収支は、11 億 1,629 万 9 千円のマイナスとなり、内部留保資金等で補てんいたします。

支出であります。建設改良費が前年度を大きく上回っております。これは、後ほど資料でご説明いたしますが、債務負担行為を設定し、3 カ年計画で整備いたします第 1 浄水場の計装・監視制御設備の更新によるものであります。

次の表は、ここ 5 年間の収支の状況であります。年々収支のマイナス幅が増加しておりますが、これは平成 20 年度に企業債償還金額のピークを迎えるためでありまして、平成 21 年度以降は徐々に減少してまいります。

右の欄は、支出の内容であります。

浄水設備費では、第 1 浄水場の管理棟冷暖房設備の更新や排水処理棟のファン取替など、送水設備費では、給水場水質計器の更新を、また、業務設備費では庁内パソコンと関連設備の更新を予定するものであります。

次に、企業債の償還状況をグラフに表しました。ご覧のとおり、利息分は年々減

少し、また、先ほど説明申し上げましたように、元金も平成 20 年度をピークに減少してまいります。

これは、第 1 浄水場関連の初期投資で借り入れた企業債の償還が 20 年度にピークを迎え、以後、順次償還が完了するものが出てくるためであります。

参考までに起債残高を申し上げますと、発行総額 198 億 4,100 万円に対し、平成 19 年度末で約 80 億 9,400 万円となり、10 年後の平成 29 年度には約 22 億 5,000 万円まで逡減する見通しであります。

以上、予算の内容についてご説明させていただきましたが、以下、用意しました資料についてご説明いたします。

4 ページをご覧ください。18 年度決算見込みを含む今後 10 年間の収支見通しであります。

なお、この表は実質的な収支を見ていただくため、消費税を除いたものでありますので、予算に関する説明書とは数値が異なっています。

上段が収益的収支、下段が資本的収支であります。括弧書きは、昨年 8 月議会で補正した後の数値であります。

まず、収益的収支であります。引き続き純利益を確保しながら推移し、累積欠損金は、昨年 8 月議会で告示した平成 23 年度での解消見込みが 1 年早まる見通しであります。これは、平成 18 年度決算見込みの中で、起債の繰上償還に伴う補償金及び修繕費の減などにより、約 5,200 万円純利益が増える見込みであることなどによるものであります。

資本的収支では、計装・監視制御設備更新による建設改良費の増加などにより、内部留保資金は減少してまいりますが、ご覧のとおり、平成 23 年度以降増加に転じる見通しであります。

5 ページをお開きください。ダム水源保全かん養活動の概要であります。

昨年 3 月に検討委員会よりご答申をいただき、策定いたしました実施計画書に基づき 18 年度から合併処理浄化槽の設置や一部の森林整備にも着手いたしました。基本方針を踏まえ、19 年度は森林整備計画の策定に着手するとともに、引き続き、合併処理浄化槽の設置推進、不法投棄物の回収及び昨年市内の 44 もの小学校の参加があるなど、好評をいただいている自然観察会などに、より一層、積極的に取り組んでまいります。

なお、教育委員会とも協議し、今年度から、自然観察で子供たちを引率する学校の先生方にも、推進委員会のメンバーの皆さんを講師に事前研修を受けていただくことになっております。

また、活動資金の確保という点では、5 ページ右側の真ん中写真の上にも記載しておりますが、我々が実施する森林整備が県の里山エリア再生交付金制度の対象事業としてご検討いただいているところであり、採択されれば森林整備に大きな弾み

がつくものと思っているところであります。

資料左下の写真は、学びの森として自然観察会や森林整備体験など、水源林の機能を学ぶ場、啓発の場として、地域の皆さんと一緒に昨年整備したものであります。本年度も、柿崎川ダムと正善寺ダムの集水区域合わせて約 2.5ha を整備する予定であります。

なお、昨年 11 月、これまでの検討委員会が推進委員会に名称変更され、引き続き、活動の推進に向け指導、助言をいただいているところであります。

6 ページをご覧ください。合併処理浄化槽等設置費補助事業であります。全体で 42 戸の内、18 年度は、地元町内会長をはじめ、住民の皆さんのご理解をいただき当初計画を上回る 25 戸について設置することができました。なお、18 年度に予定していた 26 戸の内、1 戸は都合により 19 年度に設備されることになりました。本年度は、10 戸を予定しており、20 年度までに全ての皆さんにご理解いただくよう鋭意努めてまいります。

7 ページをご覧ください。第 1 浄水場計装・監視制御設備更新事業であります。

本設備は、浄水施設、配水施設、脱水施設及び場外施設等の監視・制御システムの心臓部であり、浄水場の基幹施設であります。設置後 20 年を経過し、劣化が進行し一部業務に支障をきたしていることに加え、修理部品の確保も困難になっていることから更新を余儀なくされているものであります。また、併せて各区の配水池へ水を送る送水ポンプの監視機能を強化し、事故時の迅速な対応に備えるものでもあります。総事業費は、約 11 億 1,353 万円、工事期間は平成 21 年度までの 3 カ年を予定しています。

ここで、予算書の 3 ページをご覧くださいと思います。一番上にありますように、この事業には債務負担行為を設定いたしました。後年度負担は、ご覧のとおり 6 億 4,499 万 4 千円を予定しております。資料に戻っていただきます。

8 ページは、四辻水管橋補修工事についてであります。

上越市の飯田川に架かる本水管橋は、築造後 23 年が経過し管溶接部の内部から腐食が進行し、部分的に漏水が発生している状況にあります。管内に水管橋は大小合わせ 40 ありますが、今後も計画的に補修を行っていく予定であります。

9 ページは、今後 5 カ年の施設の更新計画であります。ご覧いただくことで説明は省略させていただきたいと思いますが、本計画が財政収支に大きく影響することから、施設の状態を的確に把握し、計画に反映して行くことが重要だと思っております。

それでは次に、本日追加で配付させていただいた資料についてご説明したいと思います。水力発電の導入についてであります。19 年度予算には、この関係経費の計上はありませんが、先月末国のハイドロバレー計画——これは自然エネルギーである水を利用した発電という意味とのことであります。この水力発電に対する補助

事業に応募しました。国の補助採択がまだ確定したわけではありませんが、採択されるとすぐにこの4月から準備に入る必要があることから、この補助事業の内容と現時点で想定している水力発電設備の概要について説明をさせていただきたいと思います。

この事業は国が進める温暖化の防止と脱化石燃料対策として、地方公共団体を対象に実施しているものであります。発電した電力を自家消費するというのが原則となっています。地方公共団体だけが対象というのは、地方が水力発電建設のノウハウを有しないことから国が側面的に支援しようというものであります。資料の真ん中の図面をご覧くださいと思います。正善寺ダムと浄水場の着水井までの落差は、約45mあります。この水の落差を利用し着水井の手前に設置した発電機で発電し、自家使用するという計画であります。

補助採択された場合の今後のスケジュールであります。下の表をご覧くださいと思います。国からこの事業の委託を受けたNEF・新エネルギー財団が、自治体の現地へ赴き発電量を想定したり、費用対効果を調査し発電計画を立ててくれますが、これに関する経費はすべて国の負担になります。したがって、補助採択されても19年度は我々の費用負担はございません。これが終わりますと、今度はNEDO・新エネルギー産業技術総合開発機構が基本設計と実施設計をしてくれます。この費用の2分の1は国が負担してくれます。その後建設工事ということになるわけですが、建設工事についても国が2分の1補助してくれます。補助採択されるかどうかは、3月末にわかりますが、順調に行けば19年度を含め2カ年で建設できるのでないかと思っています。

先例がほとんどないことから、総事業費も想定しにくい面がありますが、全国で唯一水力発電を導入している水道事業者——ここは単独でやったということではありますが、ここを参考にすると8,000万円前後でないかと思っています。しかし、仮に8,000万円であっても我々の負担は2分の1でありますので、自己資本の投下は4,000万円想定発電量から見て10年程度あるいはもう少し早く費用の回収ができるのではないかと考えているところであります。

以上であります。よろしく願いいたします。

山岸行則議長 ありがとうございます。

それでは、これより質疑に入りたいと思います。

質疑は、まず議案第1号平成19年度予算についてを行い、続いて報告第1号専決処分の承認についての順で行いたいと思います。

それでは議案第1号についてであります。たくさんありますので収益的収支並びに……。

〔「一括で」の声あり〕

全部一括でいいですか。一括で資本的収支も含めて、債務負担行為なども含めてすべて一括でやります。

4 番（本城文夫議員） はい。

山岸行則議長 本城議員。

4 番（本城文夫議員） いつもの年の提案理由の説明と比べ今回はちょっと省略されて簡略に提案されているというのがちょっと気がかりであります、何か意図的なものがあるのかわからないが……。予算編成上の基本方針というものは、もう少し明確に出されるべきである。過去の例を見ると、割合に具体的に出されているが今回はあっさりまとめられているので、ちょっと気がかりですが……。

19 年度中に水道ビジョンの策定の準備を進めるという提案があったが、これはどんな考え方でいくのかあるいはコンサルタントに頼むのか。皆さんの考え方やあるいはスケジュール的なものを含めて明らかにしてほしい。

それから収益的支出の問題で、17 年度、18 年度で損失してきて、19 年度以降黒字に転換すると。当初 24 年で欠損金は解消するのだという計画できて、私どもはそういう理解をしてきたわけですが、2 年ほど繰り上がって 22 年に解消するという計画になっていますが、設備投資なども含めた関係で収益的収支の見通しは本当に大丈夫なのかどうか。この辺の見通しをこの際明らかにしてほしいと思います。

それから平成 20 年度をピークにして収支のバランスを図るということであるが、この見通しについて、私は 21 年にずれ込むのではないのかと気がかりな点があるが、そういう懸念はないのかどうか。

それから内部留保資金ですが、かなり減少する見通しだと言われていますが、この辺先ほどの数字で間違いはないのかどうか。明らかにしてほしい。

風間正宏事務局長 はい。

山岸行則議長 風間事務局長。

風間正宏事務局長 説明が昨年に比べて簡略されているのではないかとということですが、特にそういうことは意識しておりませんし、できるだけ丁寧に説明させていただいたつもりであります。しかし、また今後方法を検討させていただきたいと思えます。

水道ビジョンの件についてであります、水道の使用量が全国的にどこも落ち込んでいるわけですが、そんな中で高度成長期時代に大量に導管等敷設して水道の普

及を図ったわけですが、それが今後一斉に改良期を向かえ、大変なお金がかかるということで、将来を見据えた計画的な経営計画を立てなさいという指導が平成 16 年度に国の方からありました。20 年度までに作りなさいと。よって私らも現在その準備をしているところであります。

累積欠損金の解消は、当初 24 年度それから 23 年度、今度 22 年度になったわけですが、先ほどもちょっと申したつもりですが、18 年度決算で見込みより 5,000 万ほど利益が多く出たと言いましたが、これは特別損失のところに数字が載っていますが、企業債の繰上償還……。繰上しても翌年度以降の利子は全部減免されるというわけではなく、補償金というものを払わなければなりません。補償金の支払いは国からの通達もあり、59%を予定していましたが結果的に 39%となり、2,200 万円減額されました。それから、修繕費の方でこれは入札差金が約 2,000 万。こんなことで、5,000 万収益を上げたために、23 年度が 22 年度になったということになります。

それから、20 年度をピークにしてというのは企業債の質問だと思いますが、正善寺ダムの供用開始までに投資したお金——これに対する財源は全部企業債であったので、その償還がちょうど 20 年度にピークを迎えるということになります。それ以降は公営企業金融公庫の場合は、償還まで 28 年、財務省の借入れは 30 年で終わりますので、ちょうど今その時期を迎えているということになります。

山岸行則議長 内部留保資金年々減少しているが、見込みは心配ないかという件は……。

滝見公雄総務課長 はい。

山岸行則議長 滝見総務課長

滝見公雄総務課長 内部留保資金がだんだん減少してきているが大丈夫かということですが。これまでも内部留保資金の推移というのは、この収支見通しの中でお示ししてきていますが、この内部留保資金の大事な点というのは、改良計画によって全てが決まってくると言ってもいいと思います。これまでも改良計画をきちっと立ててそれで見通しを立て、内部留保資金がどれだけ必要なのかという裏返しにもなるわけでもあります。議員さんが心配されることは、私らも一番大事な点だと思って、改良計画を踏まえた上で見通しを今出しているわけでありまして。そういう意味で大丈夫だとお答えしたいと思います。

4 番（本城文夫議員） はい。

山岸行則議長 本城議員。

4番(本城文夫議員) ありがとうございます。大体理解いたしました。第1浄水場の計装監視制御盤の更新事業であります。考え方を聞いておきたい。総工事費が11億1,353万円であるが、これを3カ年でやろうというわけですが、私も長いこと企業団の議員をやっていますが、今まで出してきた設備の更新計画——確か16年度から20年度に向けて5カ年計画を出したが、その中ではこの計画は当初から5カ年計画でやるということではなかったわけでありまして。今回それが3カ年に短縮されて、いきなり提案されている。財政的な財源の裏づけが皆さんの見通しとして、新年度4億6,000万円、そして20年と21年に6億4,000万円を投じるという財政見通しが立てられたことで、5カ年計画を3カ年に圧縮したのだと言うのであれば、事前に前の議会もあったわけであるから、更新計画について、変更したのならしつらしい説明をすべきでないのかと思います。今までもそうだが沈殿ろ過装置19年、20年の2カ年でやろう。あるいは19年度から、中央監視装置を5カ年でやろうという計画は示されているわけだから、今回突然3年でやりますという提案であり、計画を前倒しでやるというのなら、何が原因でそうなったのか。利益が上がるから見通しがよくなったということなのか。今回債務負担行為6億4,000万円で設定されて提案されていますが、財政運営上そういう点での懸念がないのかどうか、その辺を明らかにだけしておいてほしい。

風間正宏事務局長 はい。

山岸行則議長 風間事務局長。

風間正宏事務局長 5年というのは聞いていませんでしたが、昨年私どもの説明では4年でやりたいと申し上げました。この設備の設計はコンサル業者からやっていただいたわけですが、業者の話では当初監視装置2年、計装設備2年合わせて4年かかるとのことでありました。しかし、その後の協議の中で3カ年でやれるという報告がありました。このことに加え先ほどもお話したように、累積欠損金が当初の見込みより2年早く解消できるということと、企業債の繰上償還によって今年度負担が減少したこと、そしてまたこの施設の老朽化が著しいものがあって、業務の運営にも一部支障が出ている。こんなことから、3年でやろうということになったわけでありまして。

4番(本城文夫議員) はい。

山岸行則議長 本城議員。

4番(本城文夫議員) 去年の当初予算の説明で、そういう資料を出しているわけである。お手元にあるでしょ。5カ年計画でちゃんと予定を立てているではないですか。私はそのことを言っている。我々にその変更するのなら、5カ年計画を3年に圧縮しましたという話がどこかに中間的にあればいいが、今突然ぼんと今年の新年度予算の議案で3年にしましたという話だから——私はいけないとか何とか言っているのではないですが、大きな11億の金を投じる計画であれば、もうちょっと私どもにも事前に変更になった旨の計画の説明があってもよいのではないかとやっているのである。いきなり5年だと思ったのが3年だと言うから、財政的に圧迫しないのかなと。それほど景気がいいのかと、それならもっと料金の値下げも考えなければいけないくらいに結びついていくのではと思います。景気がいいから前倒ししてやるということになったのですか。

滝見公雄総務課長 はい。

山岸行則議長 滝見総務課長

滝見公雄総務課長 16年度に5カ年計画だということに間違いありません。私どもがコンサル等に聞いた時点では、それぐらいかかるということでありました。平成17年に正式にコンサルにかけて、監視制御設備の実施計画を立てていただいたわけがあります。17年度予算でやったわけでありますが、その結果をいろいろ踏まえて実際の工法等検討する中で、18年2月にも5カ年計画を出していますが、その時4年で今回3年になったということでありました。私どもとしては、できるだけ短期間でやれるのが一番いいわけであり、いろいろ検討している中で、3年が可能だということでありました。議員さんが言われるように、そこら辺について事前に議員さん方に説明すべきでないかという点については言われたとおりかなと思いますが、ただ財政的に余裕があるからということではありません。3年でも4年でも中長期の見通しのスパンの中で、やっていけるかどうかという見方をしているので、例えば4年が3年になったから、それは財政的に余裕があるからできるのだということではありません。

4番(本城文夫議員) はい、議長。

山岸行則議長 本城議員。

4番（本城文夫議員） 大体理解しますが、できればそういう計画について、やはり議会にきちっと説明をしていただくということを要望しておくが、こういう水道の場合の監視制御設備というのは特殊だと思いますが、納入業者というかメンテナンスをやっているような業者というのは、どういうところの業者が請け負ってやっているのか、また新年度で出そうという場合特殊だと思いますが、どういうメーカーを考えているのか。

風間正宏事務局長 はい。

山岸行則議長 風間事務局長。

風間正宏事務局長 現在の第1浄水場のメーカーは、「富士」であります。今回お願いしていますこの計装装置と監視制御装置、これは上水道の事業者ならどこでも大なり小なり持っているもので、決して特殊なものではありません。各事業者さんはいろいろなメーカーの品物を使っています。したがって、私らも入札にあたってはメーカーを指定するつもりは全くありません。どのメーカーでもできるだろうと思っています。

山岸行則議長 ほかにありませんか。19年度予算はよろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

山岸行則議長 引き続いて、報告第1号についての質疑を受けたいと思います。

〔「なし」の声あり〕

山岸行則議長 ありませんか。質疑を終結してもよろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

山岸行則議長 これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

山岸行則議長 討論はないものと認めます。
これより議題を採決いたします。

まず、報告第1号専決処分した事件の承認についてを採決いたします。
本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

山岸行則議長 ご異議なしと認めます。
よって本件は承認することに決しました。

山岸行則議長 次に、議案第1号平成19年度上越地域水道用水供給企業団用水供給事業
会計予算を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

山岸行則議長 ご異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり可決されました。

山岸行則議長 続いて事務局より報告事項があるということなので、これを許します。

山岸行則議長 風間事務局長。

風間正宏事務局長 報告事項について、ご説明させていただきます。

本日配布させていただいた、A4版の資料企業団規約の変更についてをご覧いただきたいと思っております。地方自治法の一部改正による、当企業団規約の変更についてであります。

変更の内容は、資料にありますように吏員、その他の職員を職員に改めるものであります。なお、規約の変更につきましては、企業団を構成する上越市及び妙高市の議会議決が必要となりますので、両市の3月議会でお諮りすることとしております。以上であります。

山岸行則議長 今事務局の方から、水道供給企業団規約の変更についての報告がありましたが、これについてご質問ご意見等はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

山岸行則議長 それでは、報告事項を終わらせていただきます。

以上で、本日の日程は全部終了いたしますが、議員の皆さん特別に何かありますか。

よろしいですか。

それでは、これにて平成 19 年第 1 回上越地域水道用水供給企業団議会定例会を閉会いたします。

慎重ご審議をいただき、大変ご苦労様でした。

午後 2 時 28 分閉会